



## 教育基本法「改正」の是非を問う

# いま、教育基本法が危ない！

学校が大変なのは、子どもが大変なのは、教育基本法が悪いからでしようか

教育基本法は、「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家・社会の形成者」を育成することを目的としています。しかし、中教審答申は、「二十一世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指すとしています。

「大競争時代に世界に伍して競争力を發揮する」ための人材育成！これが、教育基本法「改正」の重要なねらいです。

ねらい・その一 教育の目的の改変



どう変えるかは答えられるけれど、なぜ変えるかは答えられない。これが、中教審答申の実態です。答申案に直前まであった、教育基本法は「重要な教育理念や原則が不十分」というくだりはいつの間にか消されてしまいました。

「基本法が悪いから教育の問題が起こる、だから基本法を直すんですね、とよく質問されるが、そうではない」と鳥居中教審会長も答えています。

それでは、いま、なぜ、「改正」なのでしょうか。

どう変えるかは答えられるけれど、なぜ変えるかは答えられない。これが、中教審答申の実態です。答申案に直前まであった、教育基本法は「重要な教育理念や原則が不十分」というくだりはいつの間にか消されてしまいました。

なぜ、いま、「改正」なのか



教育の憲法である教育基本法が、変えられようとしています。中教審が三月二十日に出した教育基本法「改正」に向けた最終答申は、教育基本法の理念を踏みにじり、教育の目的を変えてしまうものでした。小泉内閣はいまの国会に法案を出す構えです。なぜ、いま、「改正」なのか、その狙いは・・・。教育にかかるすべての教職員のみなさん、みなさんのお声・意思をお聞かせください。

## さいたま市教組情報

さいたま市  
教職員組合  
(埼教組)

TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail  
saisikyouso@mx2.  
et.tiki.ne.jp

2003.5.14(水)  
No. 4

「戦争をしない国」から「戦争する国」「奪む」の押し付け

答申は言います。「日本人であることの自覚や、郷土や国を愛し、誇りに思う心を養うこと」「国家社会の一員として、法や社会の規範の意義について学び・・・『公共』の精神を涵養すること」。また、答申文には、「日本人」「わが国」という言葉がこれでもかこれでもかと、なんと三十八回も出てきます。

これはあきらかに、愛国心をおしつけ、「平和的な国家及び社会の形成者」を育てるという基本法の目的を根本から変えようと/orするものです。そして、その先には憲法改正＝改悪、平和主義の放棄とアメリカとともに戦争のできる国づくりへの道がひかれています。

ねらい・その二 政府が首領に競争進める計画を立てられる仕組みづくり

政府が首領に競争進める計画を

習熟度別指導や教育大リストラ、

全国的な学力テストの実施などの政策を、政府が「教育振興基本計画」などといつて閣議で決めれば、それが国会にも図られずに「教育基本法による計画」といって強制される仕組みづくりをねらっています。

◆中教審答申◆

「平和」の文字は左つた4回、  
「日本人」「我が国」は38回も…！

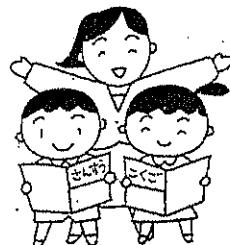
あなたの意見を、声を、お聞かせください！

# 「全国教職員投票」

5月19日(月)～27日(火)

# 教育基本法(条文)

**第一条（教育の目的）** 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。



**第二条（教育の方針）** 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

**第三条（教育の機会均等）** すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

**第四条（義務教育）** 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

②国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。



**第五条（男女共学）** 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならぬものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。

**第六条（学校教育）** 法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

②法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

**第七条（社会教育）** 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

②国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

**第八条（政治教育）** 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

②法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

**第九条（宗教教育）** 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

②国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

**第十条（教育行政）** 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

②教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

**第十二条（補則）** この法律に掲げる諸条項を実施するため必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

## 附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

1947年3月31日公布

